

保護者各位

令和 年 月 日

南アルプス市立若草小学校
校長 石川 和 樹

出席停止について(通知)

年 組 さんの病気の疑いは、学校保健安全法の予防規定により、本人の早期回復と集団への感染予防として出席停止となります。医師と御相談の上、早期回復されますよう療養なさってください。

なお、治癒後登校される時は、下記の証明書に記入していただき担任へ提出してください。

主な「学校で予防すべき感染症」と出席停止期間 (『文科省 H25. 予防すべき感染症の解説』より)

(別紙提出) インフルエンザ	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで	
百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
麻疹(はしか)	解熱した後三日を経過するまで	
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
風疹(三日ばしか)	発しんが消失するまで	
水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで	
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後二日を経過するまで	
結核/髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
その他の感染症	感染性胃腸炎、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、RSウイルス感染、EBウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型・B型肝炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 (学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために必要があるときに限り)

証 明 書

若草小学校 年 組

児童氏名

疾病名 ()

出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 月 日

上記の疾病が治癒しましたので、 月 日より登校可能なことを証明いたします。

令和 年 月 日

医療機関・医師名

印